FP	２級	生保

2020年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（61歳）は、妻Bさん（57歳）との２人暮らしである。Aさんは、大学を卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。

X社では、数年前に定年退職の年齢が65歳に引き上げられ、Aさんは、60歳以後も同社で働いており、65歳の定年まで働きたいと考えている。Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1958年５月11日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）20歳から大学生であった期間（35月）は国民年金に任意加入していない。
- 健康保険（保険者：健康保険組合）、雇用保険に加入中

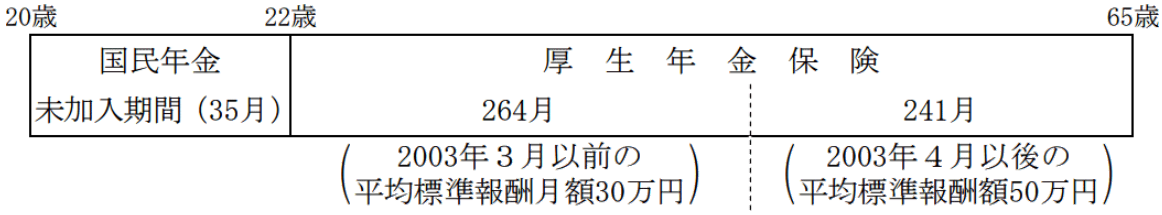

(2) 妻Bさん（1962年７月10日生まれ・専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳でX社に就職してからAさんと結婚するまでの10年間（120月）、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- Aさんが加入する健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳になるまでに受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金に係る（　①　）年の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が１年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

1958年５月生まれのAさんは、原則として、（　②　）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

なお、（　②　）歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務する場合、特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が（　③　）万円（支給停止調整開始額）を超えるときは当該年金額の一部または全部が支給停止となります」

〈語句群〉

イ．10　ロ．20　ハ．25　ニ．28　ホ．47　ヘ．48　ト．62　チ．63
リ．64

《問２》 次に、Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「1962年７月生まれの妻Bさんは、65歳到達前に報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます」

② 「妻Bさんは、60歳以後、国民年金に任意加入し、国民年金の保険料を納付することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます」

③ 「妻Bさんが65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に振替加算額が加算されます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問３》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付の額について説明した。Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2019年度価額）を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の＜Aさん夫妻に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜計算の手順＞

1.老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

2.老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(１)＋(２)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$780,100\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,626円×被保険者期間の月数

$$-780,100\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝390,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（59歳）は、専業主婦である妻Bさん（57歳）との２人暮らしである。２人の子は既に結婚し、それぞれの家族と暮らしている。Aさんは、現在加入している定期保険特約付終身保険を、医療保障が充実したプランに見直したいと考えている。また、公的医療保険制度（Aさんは全国健康保険協会管掌健康保険に加入）についても理解しておきたいと考えている。先日、Aさんが生命保険会社の営業担当者に保障の見直しの相談をしたところ、Aさんは終身医療保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた終身医療保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身医療保険
・月払保険料　：8,000円（保険料払込期間：95歳満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡給付金受取人　：妻Bさん

保障内容	保障金額	保険期間
入院給付金（注１）	入院１回当たり　10万円	終身
手術給付金	手術１回当たり　10万円	終身
死亡給付金（注２）	10万円	終身
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年

(注1)　１日以上の１回の入院（30日ごと）につき10万円が支払われる。30日以内に再び入院した場合は、支払われない。
(注2)　保険料払込満了後に死亡した場合に支払われる。

＜Aさんが現在加入している定期保険特約付終身保険＞

・契約年月日　：2000年４月1日
・月払保険料（口座振替）　：27,437円（65歳払込満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡給付金受取人　：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	2,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	１日目から日額5,000円	10年

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 はじめに、Mさんは、Aさんに対して、必要保障額と現在加入している定期保険特約付終身保険の保障金額について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、空欄①の金額がマイナスになる場合は、金額の前に「▲」を記載し、マイナスであることを示すこと。

「医療保障を充実させる前に、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障の額を把握しましょう。下記＜条件＞を参考にすれば、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は（　①　）万円となります。

Aさんが現時点で死亡（不慮の事故や所定の感染症以外）した場合、定期保険特約付終身保険から妻Bさんに支払われる死亡保険金額は（　②　）万円となります。他方、Aさんが不慮の事故で180日以内に死亡した場合の死亡保険金額は（　③　）万円となります。

死亡整理資金等の一時的に必要となる金額を生命保険でどの程度確保するか、保険金額の減額や払済終身保険への変更等、解約以外の選択肢も含めて検討することをお勧めします」

＜条件＞

1. 現在の毎月の日常生活費は35万円であり、Aさん死亡後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50％とする。
2. 現時点の妻Bさんの年齢における平均余命は、32年とする。
3. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）・緊急予備資金は、500万円とする。
4. 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,000万円とする。
5. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、5,500万円とする。
6. 現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しなくてよい。

《問５》 次に、Mさんは、Aさんに対して、公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが病気などで医師の診察を受けた場合、医療費の一部負担金の割合は、原則３割となります。ただし、高額療養費制度により、一医療機関の窓口で支払う同一月内の一部負担金を、所定の自己負担限度額までとすることができます」

② 「高額療養費制度における自己負担限度額は、年齢および所得状況等に応じて決められています。同じ所得金額であっても、65歳未満の者と65歳以上70歳未満の者とで自己負担限度額の計算の区分は異なります」

③ 「Aさんが定年退職により健康保険の被保険者資格を喪失した場合、一定期間、任意継続被保険者として加入することができます。任意継続被保険者となった場合は、原則として、在職中と同様の給付を受けられますが、高額療養費の支給は受けられません」

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している生命保険の見直しの方法やAさんが提案を受けた終身医療保険の特徴等についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「現在加入している定期保険特約付終身保険を払済終身保険に変更した場合、付加されている特定疾病保障定期保険特約は消滅します。そのため、特定疾病などの重度の疾病に備える保障をどのように確保するか、検討事項の１つとなります」

② 「先進医療特約は、療養を受けた時点ではなく、当該特約に加入した時点で先進医療と定められていれば支払対象となります。一部の先進医療については費用が高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をご検討ください」

③ 「保険会社各社は、入院給付金や手術給付金が定額で受け取れるタイプの医療保険や通院保障が手厚いものなど、最近の医療事情に合わせて、さまざまなタイプの医療保険を取り扱っています。保障内容や保障範囲をしっかりと確認したうえで、加入を検討されることをお勧めします」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（68歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。

Aさんは、先日、＜資料１＞の生命保険に関しての相談を生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんにした。また、Mさんから長男Bさんを被保険者とする＜資料２＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料１＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	：無配当逓増定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：2012年３月1日
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：77歳満了
基本保険金額	：１億円
逓増率変更年度	：第９保険年度
年払保険料	：750万円
現時点の払込保険料累計額	：6,000万円
現時点の解約返戻金額	：4,600万円

※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※ 解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

＜資料２＞Mさんが提案した生命保険の内容

保険の種類	：無配当定期保険（特約付加なし）
契約形態	：契約者(=保険料負担者)・死亡保険金受取人＝X社 被保険者＝長男Bさん
死亡保険金額	：１億円
保険期間・保険料払込期間	：65歳満了
年払保険料	：60万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）35年４カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜退職所得控除額＞
（　①　）万円＋（　②　）万円×(□□□年－20年)＝（　③　）万円
＜退職所得の金額＞
(4,000万円－（　③　）万円)×□□□＝（　④　）万円

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、定期保険の保険料に係る経理処理について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「2019年６月28日に『定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い』に関する通達が新設され、法人が支払う定期保険等の保険料の取扱いが変更されました。

当該通達によると、定期保険等の最高解約返戻率に応じて資産計上期間や資産計上額が決定されます。最高解約返戻率が（　①　）％超70％以下の契約については、保険期間の前半４割に相当する期間に、当期分支払保険料の40％を資産に計上し、最高解約返戻率が70％超85％以下の契約については、保険期間の前半４割に相当する期間に、当期分支払保険料の60％を資産に計上します。最高解約返戻率が85％を超える契約については『当期分支払保険料×最高解約返戻率×70％（保険期間開始日から10年を経過する日までは90％）』の算式により、資産計上額が決定されます。また、最高解約返戻率が（　①　）％以下の契約については、支払保険料の（　②　）を損金の額に算入することができます。

なお、Aさんが現在加入している無配当逓増定期保険の2025年３月に支払う保険料について、当該通達の規定が適用（　③　）」

〈語句群〉
イ．40　ロ．50　ハ．60　ニ．３分の２　ホ．４分の３　ヘ．全額
ト．されます　チ．されません

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問９》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料１＞の無配当逓増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、逓増率変更年度の前後でピークを迎え、その後、保険期間満了時まで同程度の水準を維持しながら推移していきます」

② 「仮に、現時点で当該生命保険を解約した場合、保険期間のうち当初６割期間内での解約であるため、解約時の資産計上額である3,000万円との差額である1,600万円を雑収入として経理処理します」

③ 「勇退時に当該生命保険を払済終身保険に変更し、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの配偶者等に名義変更することで、終身保険契約を役員退職金の一部として現物支給することができます」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

個人で飲食店を営むAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんとの４人家族である。Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）および一時払終身保険の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（44歳）　　：個人事業主（青色申告者）
・妻Bさん（42歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長男Cさん（16歳）：高校生。2023年中の収入はない。
・母Dさん（67歳）　：2023年中の収入は、老齢基礎年金のみであり、その収入金額は70万円である。

＜Aさんの2024年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額：600万円（青色申告特別控除後）
(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2015年５月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：700万円
一時払保険料	：500万円

(3) 一時払終身保険の解約返戻金

契約年月	：2019年４月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：490万円
一時払保険料	：500万円

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（　①　）万円を控除することができます。なお、2020年分以後、（　①　）万円を控除するためには、その年分の事業に係る帳簿等について電子帳簿保存法で定められた電磁的記録の備付けおよび保存をすることまたはその年分の所得税の確定申告書等の提出をe-Taxを使用して行うことが要件として追加されました。

青色申告者が適用を受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の３年間の繰越控除、棚卸資産の評価について（　②　）を選択できることなどが挙げられます。なお、青色申告者が備え付けるべき決算関係書類などの帳簿書類は、原則として（　③　）年間保存しなければなりません」

〈語句群〉

イ．2　ロ．5　ハ．7　ニ．10　ホ．55　ヘ．65　ト．原価法　チ．低価法

《問11》 Aさんおよび母Dさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

② 「母Dさんの公的年金の収入金額は70万円であるため、公的年金等に係る雑所得の金額は算出されません」

③ 「母Dさんは65歳以上であるため、老人扶養親族に該当します。Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の額は58万円となります」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	事業所得の金額	6,000,000円
	一時所得の金額	□□□円
（a）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	配偶者控除	380,000円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	480,000円
（b）所得控除の額の合計額		2,000,000円
（c）課税総所得金額（（a）－（b））		□□□円
（d）算出税額（（c）に対する所得税額）		（　③　）円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
		195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（75歳）は、妻Bさん（74歳）とX市内で暮らしている。長女Cさん（43歳）は、現在、会社員の夫と小学生の長男との３人で自宅（実家）付近の賃貸アパートに住んでいる。Aさんは、長女Cさん、長男Dさん（41歳）および孫の生活や学費等について面倒を見てやりたいと思っており、現金の贈与を検討している。また、Aさんは、自身の相続が開始した際には家族に財産を円満に承継してもらいたいと考えており、遺言書の作成を検討している。

＜Aさんの家族構成（推定相続人）＞

・妻Bさん（74歳）　：Aさんと自宅で同居している。
・長女Cさん（43歳）：会社員。夫と子の３人で賃貸アパートに住んでいる。
・長男Dさん（41歳）：会社員。妻と２人で県外の持家に住んでいる。

＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

1. 現預金：7,000万円
2. 自宅
　①敷地（330㎡）：１億円（注）
　②建物：2,000万円
3. 賃貸マンション
　①敷地（400㎡）：１億1,000万円（注）
　②建物：7,000万円
　合計：３億7,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点（2024年１月26日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は２億9,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		２億9,000万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長女Ｃさん	（　②　）万円
	長男Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「相続人間で争いが起こり、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができません」

② 「契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を法定相続人とする終身保険に加入されることをお勧めします。終身保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、相続人が受け取る死亡保険金は1,500万円を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」

③ 「円滑な遺産分割のための手段として遺言書の作成をお勧めします。自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税制度による贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金の非課税制度を活用した贈与などが考えられます。暦年贈与の場合、その年分の贈与税の課税価格から基礎控除額として最高（　①　）万円を控除することができます。相続時精算課税制度を選択した場合、累計で（　②　）万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律（　③　）％の税率により贈与税が課されます」

II.「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受けた場合、受贈者１人につき（　④　）万円までは贈与税が非課税となります」

〈語句群〉

イ．15　ロ．20　ハ．25　ニ．100　ホ．110　ヘ．150　ト．1,000
チ．1,500　リ．2,000　ヌ．2,500　ル．3,000

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① イ　② チ　③ ヘ
問2	① ○　② ×　③ ○
問3	① 723,218(円)　② 1,224,761(円)　③ 57,262(円)　④ 1,672,123(円)
第2問	
問4	① ▲280(万円)　② 2,500(万円)　③ 3,000(万円)
問5	① ○　② ×　③ ×
問6	① ○　② ×　③ ○
第3問	
問7	① 800(万円)　② 70(万円)　③ 1,920(万円)　④ 1,040(万円)
問8	① ロ　② ヘ　③ チ
問9	① ×　② ○　③ ○
第4問	
問10	① ヘ　② チ　③ ハ
問11	① ×　② ○　③ ×
問12	① 6,700,000(円)　② 760,000(円)　③ 512,500(円)
第5問	
問13	① 4,800(万円)　② 1,115(万円)　③ 5,370(万円)
問14	① ○　② ○　③ ×
問15	① ホ　② ヌ　③ ロ　④ チ